

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年9月15日開催 投資信託協会]

1. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2022事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、協力いただきたい。

2. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 2022年9月9日、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事業者の報告を取りまとめ、公表したものである。
- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。
- 金融事業者が顧客本位の業務運営の「見える化」に取り組むことは、

- ・ 自らの取組みの差別化を示すことができるなど、顧客を含む様々なステークホルダーに対するPRになる、
- ・ 経営陣が営業職員の顧客に向き合う姿勢を検証できる、
- ・ 営業職員が日頃の営業姿勢を見直す良い契機にもなる、

と考えられるため、各社におかれては、その趣旨を理解の上、経営陣の十分な関与の下で、しっかりと対応いただきたい。

3. 顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

○ 2022年6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。

○ 本資料では、

- ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
- ・ 多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
- ・ 仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要

といった点を指摘している。

○ 2022事務年度のモニタリングの主要な観点は、

- ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
- ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているか

といった点を考えている。

○ 引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

4. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、ラジオ CM の配信などの政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っているところ。
- 2022 年 3 月に実施したオンライン広告の配信では、金融庁の HP へのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9 月 15 日から再度、オンライン 広告を実施しているので、是非確認いただきたい。

5. 2022 事務年度金融行政方針の公表について（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022 年 8 月 31 日、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 内容は、3 本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
 - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面で

の環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、

- ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、

などを盛り込んだ。

○ 本方針の内容の中から、今回は、サステナブルファイナンスの推進について述べたい。

○ このテーマについては、今回、下記の参考にある5点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3点について述べると、

- ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
- ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
- ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針においてESG要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどのような課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。

○ 資産運用会社におかれては、ESG投信を含むサステナブルファイナンス市場の機能の発揮に重要な役割を果たしていただいている。加えて、協会においては、ESG投信に関する意見交換会やアンケートの実施などに取り組んで

いると承知しており、こうした取組を通じて気づかれた具体的な課題について引き続き意見をいただきたい。

(参考) 2022 事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

(1) 開示の充実

- TCFD 開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJ の法令上の位置づけ等について検討

(2) 市場機能の発揮

- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
- 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正
- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9月5日まで市中協議）を最終化
- 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
- GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグの稼働に向け、積極的に貢献
- カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討

(3) 金融機関の機能発揮

- 2050 年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンス（仮称）を策定
- 地域金融機関による企業支援を推進
- 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
- 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論

(4) インパクトの評価

- 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策

定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化

(5) 専門人材の育成等

- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討
- 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

6. 令和5年度税制改正要望について

- 税制について、2022年8月31日、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- NISAの抜本的拡充については、国民にとって、簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度にするとの観点から、
 - ・ 制度の恒久化
 - ・ 非課税保有期間の無期限化
 - ・ 年間投資枠・非課税限度額の拡大
 - ・ つみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入
 - ・ つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大

等の要望をしている

(注) 要望の施行時期について、国民にとって簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度に速やかに移行するとの観点から、2024年に開始予定の2階建ての新しい一般NISAを実施せず、現行の制度から今般提示した新たな制度へ直接移行することを要望。

- このほか、企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長等についても要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界各位におかれても、引き続き、協力いただきたい。

7. 資産運用業の高度化について

- これまで、国内大手の資産運用会社やグループ親会社の皆様との間で、経営体制、プロダクトガバナンス、目指す姿・強みの明確化、という3つの課題について対話を継続し、これらの内容について、2022年5月に「資産運用業高度化プログレスレポート2022」として取りまとめ公表したところ。
- 資産運用業の高度化に向けた課題については、各社とも問題意識を持って、グループ全体で取組みを進めているものと承知しているが、8月末に公表した「金融行政方針」にもあるとおり、特に「プロダクトガバナンス体制」については、顧客利益最優先の観点から、経営陣主導により実効性確保に向けた取組みが行われているか、その具体的な対応状況や成果について、重点的に対話を継続していきたいと考えている。
- また、ESG投信については、プログレスレポート2022で示した資産運用会社への期待や、国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2022年度末を目途に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正することとしており、これについてもよく議論させていただきたい。

8. REITの資産運用会社による不適切な行為について

- 先般、REITの資産運用会社が、親会社から不動産を取得する際、親会社の売却希望価格を上回る鑑定評価額となるよう鑑定業者へ不適切な働きかけを行うなど、「投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況」が認められ、運用会社に対して、業務停止命令等の行政処分が行われるという事案があった。
- REITの資産運用会社に対する業務停止命令は、平成19年以来であり、投資家から広く資金を集めるREITにおいてこのような不適切な状況が認めら

れたことは大変大きな問題と考えている。

- 親会社との円滑な関係を構築することは、REITの安定的な運営にとって重要な要素であるという実態がある一方、もっとも優先すべきはREIT及び投資家の利益であるということを改めて認識いただく必要がある。
- 今回の事例を契機として、REITの資産運用会社におかれては、自社の業務運営が親会社を向いてはいないか、本当に投資家を最優先した運営となっているのか、振り返っていただきたい。

9. LIBORの公表停止に向けた移行対応について

- 2022年12月末及び2023年6月末に予定されているシンセティックLIBOR（円・ポンド）及び米ドルLIBORの公表停止に向けて、8月下旬に一部の運用会社に対してLIBOR移行対応状況に係るアンケート調査を依頼したところ。
- 調査対象となっていない会社も含めて、皆様には移行対応を適切に進めていただく必要があるものと考えており、まずは現状を正確に把握した上で、関係者と調整を図りながら移行対応を計画的に進めていただきたい。

10. REVICareer（レビキャリア）への登録について

- 2022年8月26日、REVICに整備した人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」において、大企業社員の個人登録を開始した。
- REVICareerの人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があがっており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったもの。
- 人事部で登録者を登録・管理いただいている金融機関においても、個人登録の枠組みを活用して、登録・管理の負担軽減に繋げていただくこともできると考えており、不明点等あれば、金融庁まで遠慮なく問合せいただきたい。

11. IOSCO における最近の取組みについて

<ノンバンク金融仲介 (NBF I) >

- 金融安定理事会 (FSB) 及び IOSCO では、引き続きノンバンク金融仲介 (NBF I) に関する作業が優先課題として進められている。
- マネー・マーケット・ファンド (MMF) については、昨年来、国際的な議論を踏まえた対応について協会及び会員の方々と議論を進めてきた。今後、本邦 MRF 等に係る措置の具体化にあたり、引き続き、協会及び関係者に協力いただきたい。
- また、MMF 以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のオープンエンド型ファンド (OEF) の流動性リスク管理を分析するプロジェクトについては、本年中に報告書を取りまとめる予定。協会には OEF に関する業界サーベイに協力いただき感謝する。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議に寄せられたコメントをもとに、本年後半をメドに最終報告書を取りまとめる予定。
- FSB は、これらの作業を踏まえて、NBF I へのシステミックな対応について検討を行った上、本年 G20 に主要な成果と今後の方針を報告する予定。

<サステナブルファイナンス>

- サステナブルファイナンス・タスクフォースでは、2022 年 3 月の IOSCO 代表理事会で承認された新たなワークプランに基づき、3つの作業部会 (企業のサステナビリティ開示、業界及び監督上のグッドプラクティスの推進、炭素市場) が設置されている。このうち、第1作業部会 (企業のサステナビリティ開示) の下には、ISSB 基準のエンドースメントに関する作業グループと保証に関する作業グループが設置されており、金融庁の園田国際会計調整室長が保証に関する作業グループの共同リーダーを務めている。

- 今後、サステナビリティに関する国際的な議論が益々活発になることが予想されるため、引き続き皆様と緊密に意見交換・情報交換を行っていきたい。

<フィンテック>

- IOSCO では、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、2022年3月にフィンテックタスクフォースを設立し、8月の代表理事会で今後の作業計画が承認された。フィンテックは幅広い分野であるが本年と来年は、そのうち暗号資産やステーブルコイン、DeFi に焦点を当て、投資家保護や市場の公正性の観点から課題とそれらへの対処について検討していく。

(以 上)